

Actian Corporation Actian Backup Agent 使用許諾契約書

改訂: 2021 年 7 月

本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールする前に、この契約書をよくお読みください。

この顧客に対するライセンスおよびサポート サービスに関する契約（以下、「本契約」）は、本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールするエンド ユーザー（以下、「お客様」）と、本社を 2300 Geng Road, Suite 150, Palo Alto, CA 94303 に置く Actian Corporation（以下、「Actian」）との間の法的契約書です。お客様が会社その他の法人を代表して本契約を締結する場合は、お客様は、お客様自身が当該会社または法人の従業員または代理人であること、および本契約を締結し、お客様の会社または法人を法的に拘束する権限を有することを表明します。本契約において、「お客様」とは、お客様、および本契約に基づいてお客様が法的拘束力を適用したお客様の会社または法人のすべてを含みます。本ソフトウェアをダウンロード、インストールもしくは使用するか、または下にある[使用許諾契約の条項に同意します]ボタンをクリックする（もしくは、これに代えて「Y または N」の応答を求められる場合は、「Y」か「YES」を入力する）ことにより、お客様は、本契約に拘束されることに同意することになります。お客様が本契約の条件に同意しない場合は、お客様は、下にある[同意しない]または[使用許諾契約の条項に同意しません]ボタンをクリック（もしくは、これに代えて「Y または N」の応答を求められる場合は、「N」か「NO」を入力）する必要があり、本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用することはできません。本契約は、注文書（以下に定義）に記載されたソフトウェアおよびサービスの購入と使用に適用されます。「発効日」は、お客様が下にある「同意します」ボタンをクリックした日とみなされます。

1. 定義

1.1 「ドキュメント」とは、本製品と共に Actian が提供するユーザー用ドキュメントをいいます。

1.2 「データベース ホスト」とは、お客様が本ソフトウェアをインストールするお客様が使用許諾されたバージョンの Actian Zen データベース エンジンを含みます。

1.3 「データベース ホスト ライセンス」とは、お客様がそれに従って使用許諾されるデータベース ホストのライセンスをいいます。

1.4 「注文書」とは、両当事者が締結する、または Actian がお客様に電子的に提供する、通常「注文確認書」もしくは「ソフトウェアおよびサポートサービス注文書」と題された文書をいいます。注文書は本契約を参照し、注文書にはお客様の請求情報、注文された本製品およびサポートサービスのリスト、本製品を使用できる許可されたコア数、ならびに価格設定を含む（ただしこれらに限定されません）お客様の注文に固有の詳細事項および使用制限が記載されます。かかる注文書は、本契約に参照として組み込まれます。

1.5 「本製品」とは、注文書に明記されたソフトウェアの機械読取可能なオブジェクト コード、ならびにドキュメントおよびそれらのアップデートをいいます。

1.6 「本ソフトウェア」とは、お客様が 本契約とともに Actian から入手したすべてのソフトウェア (適用されるそれらのすべてのアップグレードを含みます) をいいます。

1.7 「サポート サービス」とは、本製品のサポート サービスをいいます。

1.8 「評価版ソフトウェア」とは、後述の 2.3 項に掲げる目的のために、Actian からダウンロードすることによって、あるいは別の方法で入手された、期間限定のサーバー ソフトウェアをいいます。

1.9 「アップデート」とは、Actian の裁量でお客様に提供される修正プログラム、更新プログラム、または拡張機能をいいます。

1.10 「保証期間」とは、該当する本製品 (アップデートを除く) のお客様への最初の引渡しの日から 30 日間をいいます。

2. ライセンス

2.1 ライセンスの許諾。お客様が本ソフトウェアを適切に入手された場合、Actian は本契約の条件に従い、次の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。(i) データベースホスト上で本ソフトウェアを使用する権利、ならびに (ii) 本製品の使用に関連するドキュメントを使用する権利。

2.2. 他の製品との使用。 データベース ホストの使用については、そのデータベース ホスト ライセンスに従うものとします。また、本ソフトウェアと連動して実行する他の Actian Zen 製品 (Client、Enterprise Server、Cloud Server、Workstation および Workgroup など)、ならびに Actian または第三者から提供されるその他すべてのソフトウェア製品 (以下、総称して「他の製品」) の使用については、Actian または当該第三者によって提供される使用許諾契約書の条項に従うものとします。本契約書では、お客様に対し本ソフトウェアまたはかかる他の製品に関する権利は許諾されません。

2.3 評価版ソフトウェアの使用。「評価版ソフトウェア」は、内部評価およびテスト目的に限って、お客様にライセンスされるソフトウェアです。お客様は、お客様のテスト環境以外でこの評価版ソフトウェアを配布および展開することはできません。いかなる場合も、評価版ソフトウェアを開発、実稼動または商業目的に使用することはできません。

2.4 本ソフトウェアのプレリリース版。 本契約に基づいてお客様に提供される評価版ソフトウェアが、Actian によってプレリリース版またはベータ版 (以下、「プレリリース版」) と指定されている場合、お客様はかかるプレリリース版に瑕疵が含まれることがあることを了承するものとします。本契約書に例え

反する条項が記載されている場合でも、Actian およびそのサプライヤーは、お客様によるかかるプレリリース版の使用に関連するいかなる損害についても責任を負いません。Actian は、いかなるときもプレリリース版を市販する義務を負いません。

2.5 アップデートのライセンス条項。 Actian が提供する利用可能なアップデートはすべて本ソフトウェアの一部と見なされ、本契約の条件に従うものとします。アップデートには追加のライセンス条項が付随する場合があります。アップデートをインストール、コピー、またはその他の方法で使用するにより、お客様は当該アップデートに付随する条項に従うことに同意するものとします。当該アップデートに付随する追加ライセンス条項に同意しない場合は、アップデートをインストール、コピー、またはその他の方法で使用することはできません。

3. 本製品の所有権

本契約に基づいて提供される本製品のコピーは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。また、本製品の知的財産権および権原はすべて、Actian および Actian のサプライヤーに帰属し続け、その権益および所有権はお客様に譲渡されません。共同または単独のいずれによるかを問わず、著作権が適用される創作物を作成する権利は許諾されず、黙示の許諾もされません。これには、本製品を修正（エラーの修正を目的とするものも含まれます）、改作、もしくは翻案した創作物、またはそれらから二次創作物、コンパイル、もしくは集合創作物を作成することが含まれます。ただし、本製品に含まれ、構成を目的として提供されるメニュー、オプションおよびツールを使用して本製品を構成するために必要な場合を除きます。お客様は、本製品に組み込まれたユーザーの制限もしくはその他ライセンス、タイミング、または使用制限を妨げることを試みてはなりません。本製品と共に提供されるソフトウェア コードの品目の中には、本製品と共に提供される「オープン ソース」ライセンスが適用されるものがあります（以下、「サード パーティ コード」）。サード パーティ コードには、本契約の第 7 条および第 8 条を除いて、本契約の条件は適用されません。本契約のいずれの規定も、サード パーティ コードに適用されるライセンスの条件に基づく顧客の権利（これには、該当するライセンスに基づいてサード パーティ コードをコピー、修正または頒布する権利が含まれます）を制限せず、またかかる条件に優先する顧客の権利を許諾することはありません。本製品には、タイムアウト デバイス、カウンター デバイス、および/または特定のライセンスの制限の超過が生じないようにするためのその他デバイス（以下、「制限デバイス」）が含まれる場合があることを、ここにお客様に通知します。本製品に制限デバイスが含まれる場合、Actian は、本製品をお客様のライセンスの限度まで使用するために必要なキーなどを、お客様が必ず受け取ることを保証します。

4. 制限

4.1 賃貸禁止、商用ホスティング禁止、その他の制限。 本契約で明示的に許可された場合を除き、お客様は本ソフトウェアまたはドキュメントもしくはそれらの一部の使用、貸与、賃貸、サブライセンスの提供、配布、譲渡、複製、複製、展示、修正、派生物の創作、共同使用または処分を行わないものとします。お客様は、ドキュメントに従ってお客様の内部業務の目的のみに本ソフトウェアおよびドキュメントを使用することができます。

Actian の書面による明示的な同意がある場合を除き、マルチプレキシングまたは以下を目的として本ソフトウェアを使用することはできません。(1) 第三者に本ソフトウェアへのアクセスもしくはその使用を許可すること。または第三者に利益を与えるために何らかの方法で本ソフトウェアを使用する、本ソフトウェアにアクセスする、もしくはアクセスさせること。これにはサービスビューロー、SaaS、ASP またはその他類似したホスト環境で本ソフトウェアを稼動することを含みますが、これに限定されません。(2) ホスティングまたはアプリケーション サービス プロバイダー (ASP) のサービス、サービス型ソフトウェア、サービス ビューロー、マーケティング、トレーニング、アウトソーシング サービスもしくはコンサルティング サービス、または、本ソフトウェアに関連するその他商用サービスを提供するもしくは運営するために本ソフトウェアを使用すること。本ソフトウェアを、他のソフトウェア アプリケーション (Actian の認定再販業者や OEM などから) のバンドル版あるいは組み込み版として入手された場合、お客様は、本ソフトウェアを当該ソフトウェア アプリケーションでのみ使用することができます。前記にかかわらず、Actian Zen Cloud Server Edition(「データベース ホスト ライセンス」で定義されている)のライセンスをお客様が使用許諾されたバージョンのデータ ホスト用に購入し、かつ、そのデータベース ホストを "サービスとしてのソフトウェア" アプリケーション サービス プロバイダー環境および/またはインターネット上、または多重化(「データベース ホスト ライセンス」で定義されている)で使用している場合、お客さまは当該環境で本ソフトウェアをデータベース ホスト ライセンスに従って使用することができます。

4.2 ソフトウェアの保護。 お客様は、本ソフトウェアおよびドキュメントを不正な複製または使用から保護するために必要なあらゆる措置をとるものとします。本ソフトウェアのソース コードは、Actian およびそのライセンサーの企業機密を表現および包含しています。本ソフトウェアのソース コードと包含された企業機密は、お客様に使用許諾されるものではなく、それらを改変、追記または削除することは固く禁じられています。お客様は、本ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル、またはその他の方法でリバース エンジニアリングしないものとします。ただし、この制限にかかわらず、かかる行為が適用法により明示的に許可されている場合はこの限りではありません。お客様は、本ソフトウェアの内部のコンポーネントを使用してソフトウェアを開発することはできません。

お客様が購入した本製品が、その注文書または本製品と共に提供されるその他の文書に本製品が日本語版製品であることが示されているものである場合は、次のライセンスの制限が適用されます。: お客様は、本製品を日本語のオペレーティングシステムプラットフォームでのみ使用することができます。また、オペレーティングシステムに日本語版が無い場合は、すべての言語設定を日本語に適したものに設定しなければなりません。

5. サポートおよび追加的サービス

5.1 サポート サービス。 株式会社エージーテックから購入されたサポート サービスの詳細については、<https://www.agtech.co.jp/support/support-services/> をご覧ください。お客様が支払期日までにサポート サービスの料金を支払われなかった場合は、Actian または Actian の販売店は本製品のすべてに対するサポート サービスを中止または終了する可能性があります。お客様が本製品のサ

ポート サービスを購入する場合、お客様は、当該製品のライセンスおよびコピーのすべてについてサポート サービスを購入しなければなりません。お客様は、以下のためにサポート サービスを利用またはサポート サービスにアクセスすることはできません。(i) その時点で有効な注文書の対象ではないソフトウェア製品、(ii) その時点で支払済みの **Actian** のサポート プランの対象ではない本製品。お客様は、第三者の利益のためにサポート サービスを利用またはサポート サービスにアクセスすることも、第三者に対してサポート サービスへのアクセスを提供またはその利用を許可することもできません。

5.2 追加的サービス。 お客様は、利用可能であることを条件として、別途契約により相互に合意された料金をコンサルティング サービスまたはトレーニングを申込みことができます。**Actian** または **Actian** の販売店がコンサルティング サービスを提供することに同意した場合、本契約に基づく本製品のライセンスおよびサポート サービス (インストールおよび実装サービスを含みます) の履行状況に関係なく、お客様はかかるサービスに対して必ず料金を支払うものとします。

6. 料金

料金およびその他手数料は、注文書に明記されたとおりとします。本契約に基づいて支払われるすべての金額は、払戻し不可とします。またお客様による相殺または控除も認められません。お客様が本製品のサブスクリプションの更新を希望する場合、適用される価格は、両当事者間で別途合意するケースを除いて、その時点で有効な価格表に記載された価格とします。

7. 限定保証

7.1 **Actian** は、保証期間中、本製品 (アップデートを除きます) が、該当するドキュメントにおおむね従って稼働することを保証します。アップデートは、保証または保証期間に関しては「本製品」の定義に含まれません。

7.2 保証期間の範囲内で、お客様が本製品の物理的媒体に瑕疵を発見した場合、お客様は、瑕疵のある媒体を **Actian** に返却することができ、**Actian** は無償でそれを交換するものとします。

7.3 本第 8 条に記載された明示的な保証を除いて、法律で認められる最大限まで、本製品および本サービスは「現状有姿」で提供され、**Actian** および **Actian** のサプライヤーは、明示か黙示か法令によるかにかかわらず、(I) 商品性もしくは適合性、(II) 特定目的の適合性、または (III) 第三者の権利の非侵害の黙示の保証を含む (これらに限定されません)、その他のあらゆる保証および条件を否認します。

8. 責任の限定

適用法により認められる最大限まで、いかなる場合も、**Actian** または **Actian** のサプライヤーは、お客様または第三者に対して、責任の法理にかかわらず (過失を含みます)、逸失利益もしくは逸失収益、データの喪失もしくは不正確性、代替品の費用を含め (これらに限定されません)、本契約に起因

もしくは関連する間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、または懲罰的損害については、Actian がかかる損害の可能性について知らされていた場合においても、一切責任を負いません。Actian および Actian のサプライヤーがお客様または第三者に対して負う損害賠償総額は、事由を問わず、請求が提起された日から遡る 12 カ月間に本契約に基づいてお客様から Actian に支払われた合計料金を超えないものとします。いかなる場合も、お客様は、(i) 当該請求の原因となった状況を認識した時点、または (ii) 本契約の解約の発効日から 2 年を経過後は、本契約に基づくいかなる請求も提起しないものとします。救済がその本質的な目的を達成できない場合であっても、本条の制限は適用されるものとします。本契約のいかなる規定も、当該当事者の過失、不作為または意図的不履行に起因する死亡または人身傷害に対する各当事者の責任を排除せず、制限しないものとします。

9. 契約期間および契約終了

9.1 以下の事由により早期終了しない限り、本契約の有効期間は発効日から1年間とし、いずれかの当事者が他方の当事者に期間満了の 90 日前までに更新しない旨を書面で通知した場合を除き 1 年間毎に自動更新されます。本契約が更新されない場合、次のいずれか早い日をもって有効期間が満了するとみなされます。(i) 現有効期間の末日から1年間、または (ii) 最終のサブスクリプション期間の末日。本製品が永久ライセンスである場合、本契約は本製品の目的にのみ無期限で有効とみなされます。

9.2 本契約は、お客様が本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールした日に発効し、終了するまで有効に存続します。評価版ソフトウェアに関する本契約の期間は、評価版ソフトウェアのダウンロード時に提供されるキーによって制御されます。ただし、Actian から書面による明示的な承認を受けない限り、いかなる場合も評価版ソフトウェアのライセンス期間がインストール日から 30 日を超えることはありません。お客様は、ドキュメント、本ソフトウェアをそのすべての複製および改作物とともに破棄することにより、本契約をいつでも終了することができます。お客様が本契約のいずれかの条項の遵守を怠った場合、Actian から通知されることなく、本契約は直ちに終了するものとします。Actian により本契約が終了となった場合、お客様は、本ソフトウェアをメディアにて入手された場合はそのメディアを返却し、その他すべてのサーバー ソフトウェアおよびドキュメントの複製を破棄し、また求めに応じて、かかる破棄が行われたことを Actian に対して証明するものとします。本契約の第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、ならびに第 10 条の条件は、本契約の終了後も引き続き効力を有するものとします。

10. 一般条項

10.1 秘密情報。秘密情報を受領する各当事者（以下、「受領者」）は、相手方当事者（以下、「開示者」）のすべての秘密情報を機密に保持し、その従業員、代理人、および請負業者にも機密に保持するように要求するものとします。「秘密情報」とは以下を意味します。(i) Actian については、Actian の見積りに含まれたすべての金銭的条件、ならびに本製品および本製品のベンチマークまたは同様のテスト (Actian、お客様、または第三者のいずれが実施したかを問わず) の結果。ならびに (ii) 各当事者については、開示者が目立つように「秘密」または「専有」の印を付けた、書面またはその他有

形の形式によるあらゆる情報、またはかかる印がない場合は、開示される情報の性質により秘密であると合理的にみなされるべき情報。受領者は、開示者の秘密情報を、受領者が受領者自身の同様に重要な秘密情報を保護する方法と同じ（ただし、いかなる場合も相応の注意を下回らない）方法で保護するものとします。秘密情報は、開示者の独占的な財産であり続けるものとし、本契約に基づいて許可される場合を除いて、第三者に開示したり（当該秘密情報を知る必要があり、本契約に準拠した方法で当該秘密情報の機密を守る旨の、受領者との間の書面契約に拘束される従業員、弁護士、コンサルタント、および子会社に対する場合のみを除きます）、使用したりしてはなりません。秘密情報には、以下に該当する情報は含まれないものとします。(i) 受領者の開示者に対する義務の違反なしに、公知であるか、公知となった情報。(ii) 守秘義務に違反することなく、開示者以外の情報源から正当に受領者に開示された情報。または (iii) 開示者の秘密情報を入手することなく、受領者が単独で開発した情報。前記にかかわらず、Actian は、お客様が Actian の顧客であることを開示することができます。さらに、いずれの当事者も、適用法または裁判所の命令に従って、情報を開示することができます。ただし、開示者にはその旨の通知が合理的に速やかになされ、受領者がかかる開示を防止または制限するために協力と支援を提供することを条件とします。本契約に定める秘密情報に関する義務は、本契約の終了日から3年間、引き続き完全な効力を有するものとします。

10.2 両当事者の関係。本契約は、パートナーシップ、フランチャイズ、ジョイントベンチャー、信託、代理または従業員の関係を生じさせることを意図しておらず、かかる関係は生じないものとします。いずれの当事者も、独立した契約当事者の関係以外の関係を明示または黙示するような形で行動することも、相手方当事者を拘束することもできません。

10.3 準拠法および裁判地。本契約に関連する訴訟はすべて、カリフォルニア州の法律および適用される米国連邦法に準拠するものとし、管轄の法令の選択は適用されないものとします。両当事者は、国際物品売買契約に関する国連条約は本契約に適用されないことに合意します。本契約に関して生じるすべての訴訟の裁判地は、カリフォルニア州北部地区に所在する連邦裁判所、またはカリフォルニア州サンタクララ郡に所在する州裁判所とし、両当事者は、かかる裁判所の専属的管轄権に服することに同意します。

10.4 譲渡。お客様は、本契約、本契約に基づく権利義務、および本契約に基づいて使用許諾される本製品のいずれも、事前に Actian の書面による同意を得ることなく譲渡することはできません。前記に違反して意図されたいかなる譲渡（第三者による合併、買収、経営支配権の変更、もしくはお客様の資産の50%以上の取得を含みます）も無効とします。前記を条件として、本契約の規定は、両当事者、ならびに両当事者の許可された継承人および譲受人を拘束し、それらの者の利益のために効力を生じます。

10.5 可分性。本契約のいずれかの規定が違法、無効、または強制力なしと判示された場合は、当該規定は強制可能な範囲に制限されるか、またはその他の方法で分離され、残りの規定の有効性および強制力には影響を及ぼさないものとします。

10.6 監査。 本契約の期間中、および終了または満了後 2 年が経過するまで引き続き、お客様は、お客様による本製品の使用に関する完全かつ正確な記録を保持するものとします。

i) 自己監査。 お客様による本製品の使用および本契約の遵守の管理を可能とするために、お客様は、Actian の 10 営業日前の書面通知により、Actian が提供する自己監査フォームに基づいて、自己監査を実施することに同意します。お客様の自己監査フォームにより、お客様の有効な注文書またはライセンスを超過してお客様がそれまでに Actian の製品を使用したか、または現在使用していることが判明した場合、お客様は、自己監査フォームを Actian に返却する際に、同時に未払いの金額を Actian に支払わなければなりません。お客様の自己監査フォームの提出が遅延した場合、Actian は、自己監査フォームを受領するまで、注文の受諾を延期し、および/またはサポート サービスを停止することができます。また Actian は、以下に定める正式監査を開始することができます。

ii) 正式監査。 Actian または Actian が指名する代理人は、お客様に対する 5 営業日前の書面通知により、本製品を使用しているお客様の施設を現地調査し、お客様による本製品の使用および本契約の遵守を確認する目的で、記録の監査を実施することができます。Actian は、前回の監査で不一致が判明した場合を除いて、12 カ月に 1 回のみ、正式監査を実施することができます。Actian による監査は、Actian が単独で費用を負担して実施されるものとします。ただし、Actian の監査により、監査の対象期間中に、お客様が支払った金額の不足分が支払義務を負う金額の 5% を超えることが判明した場合は、お客様が Actian の監査の合理的な費用を負担するものとします。支払金額が不足していた場合は、お客様は、本契約の条件に従って、支払期日を経過したすべての料金を直ちに支払うものとします。本項は、本契約の終了後 2 年間、有効に存続します。

10.7 本製品の輸出。 本製品またはサービスを、直接または間接的に、手段を問わず（電子的転送を含みます）輸出または再輸出する個人または法人は、米国輸出管理規則および輸出元の国の法律に従ってこれを行う全面的な責任を負うものとし、お客様は、かかるすべての法律および規則を厳格に遵守することに同意します。Actian は、お客様が必要な輸出許可を取得できなかったとしても、その責任を一切負いません。とりわけ、本製品またはサービスは、輸出が禁止されているか、またはその他の制限が課されている国またはエンドユーザーに対して輸出することはできません。本項は、本契約の満了または早期の終了にかかわらず、有効に存続するものとします。

10.8 不可抗力。 本契約に基づく期日までに料金を支払う義務を除いて、いずれの当事者も、その合理的な支配を超える事由(以下、「不可抗力」)による、自身の義務の履行遅延または不履行を理由として、本契約に違反したものはみなされません。ただし、いずれの当事者も、不可抗力の状態について妥当な範囲で速やかに相手方当事者に通知し、合理的な努力を尽くして遅延または不履行を最小限に抑えるものとします。

10.9 通知。 本契約に基づく通知はすべて、手渡し、宅配便、配達記録郵便、料金前払い郵便、配達証明付き郵便によりなされるものとします。宛先は、注文書に定める各当事者の住所、またはお客様宛の場合はお客様の当社宛に、Actian 宛の場合は Actian Corporation: Legal Department, 2300 Geng Road, Suite 150, Palo Alto, CA 94303 宛とします。通知は、実際に送達された時点で

効力を生じるものとみなされます。いずれの当事者も、本項に従って書面で通知することにより、本契約についての自身の住所を変更することができます。

10.10 マーケティング。両当事者は、Actian が、発効日から 30 日以内に、両当事者の関係を記載したプレス発表を行うことができることに合意します。お客様は、Actian が、本契約に従って提供される本製品およびまたは実施される関連サポート サービスに関連して、Actian の宣伝広告、販売促進活動、プレス リリース、公的な届出書類、Web サイトの利用、およびその他広告において、お客様を参照および特定し、また、かかる使用の際にお客様の名称、マークまたはロゴを修正しない限り、お客様のロゴを使用することを認めることに同意します。お客様は、Actian にとっての「照会先アカウント」となることに同意します。お客様が「照会先アカウント」の役割を果たすことに同意した場合、Actian は、お客様と Actian の関係 (Actian の照会先となること) をよく知るお客様の幹部に、他の顧客、見込み客、報道関係者、アナリストなどからの問い合わせを差し向けることが認められるものとします。

10.11 米国政府機関のエンド ユーザー。本ソフトウェアは、48 C.F.R. 2.101 に用語が定義されている「商用品」であり、それは 48 C.F.R. 12.212 にいう「商用コンピュータ ソフトウェア」および「商用コンピュータ ソフトウェア ドキュメント」から成っています。48 C.F.R. 12.212 および 48 C.F.R. 227.7202-1 ないし 227.7202-4 に従い、米国政府のすべての最終利用者は、本契約に定める権利のみが付属した本ソフトウェアを取得します。提供される技術データが上記の規定の対象に含まれない場合は、48 C.F.R. 252.227.7015(a) に従い「技術データ - 商用品」とみなされます。かかる技術データの使用、修正、複製、リリース、実行、表示または開示には、48 C.F.R. 252.227.7015(b) の条件が適用されます。

10.12 危険性の高い業務。本製品は障害を許容するものではなく、原子力施設、航空機の航行・通信システム、航空管制、直接的生命維持装置または兵器システムの操作など、本製品の故障が死亡、負傷、または重大な物理的もしくは環境的な損害を直接引き起こすような、フェイルセーフのパフォーマンスが求められる危険な環境 (以下、「危険性の高い業務」) において、オンライン制御装置として使用または再販されるために設計、製造または意図されているものではありません。Actian およびそのサプライヤーは、危険性の高い業務への適合性についての明示または黙示の保証を明確に否定します。

10.13 サードパーティーの権利。本契約のその他の規定にかかわらず、本契約のいずれの規定も、本契約の当事者ではない人を利する権利またはその他の利益を創出するものでも付与するものでもありません。

10.14 差し止めによる救済。お客様は、本製品には Actian および Actian のライセンシーの価値ある企業機密および専有情報が含まれていること、ならびに本製品または Actian もしくは Actian のライセンシーの秘密情報を、実際に開示する、もしくは開示の恐れがあること、またはそれらを不正に使用もしくは配布することは、Actian に対する即時かつ回復不能の損害に該当し、これについては

金銭的な損害賠償は十分な救済とはならず、Actian は、実際の金銭的損害額を示すことなく、即時の差し止めによる救済の権利を得ることを了承するものとします。

10.15 オペレーティング システム。 お客様は、本ソフトウェアと共に使用するオペレーティング システムまたはその他のソフトウェアに適用されるライセンス契約について、お客様の責任において完全に遵守するものとします。

10.16 本契約の支配言語は英語とします。

10.17 統合および修正。 本契約は、両当事者間の完全なる合意を構成し、口頭によるか書面によるかを問わず、本契約の主題に関する、以前の条件、合意、意思疎通、または表明に取って代わります。いずれの当事者も、本契約を締結するに当たって、相手方当事者の従業員または代理人の発言または表明に依拠していません。お客様の文書に追加条件または異なる条件（購入注文に含まれた条件を含みます）があった場合、それらの追加条件または異なる条件は適用されず、本契約書の内容の重大な変更とみなされ、これに対する異議および拒絶が通知されます。本契約において許可される場合を除いて、各当事者の正当な授権代表者が署名した書面によらない限り、本契約を修正することはできず、またいかなる条件も放棄することはできません。本契約のいずれかの規定の違反について権利を放棄したとしても、本契約の同一またはその他規定の、従前、同時、または以降の違反について権利を放棄したことにはなりません。見出しは便宜目的のみのものであり、本契約のいかなる規定の解釈にも影響を及ぼさないものとします。